

第 10 節 電力・ガス取引監視等委員会	316
1. 電力市場の小売市場・卸市場に関する取組	316
1. 1. スポット市場価格高騰を踏まえた需要家への情報発信等	316
1. 2. 各種相談への対応	316
1. 3. 小売取引の監視等	316
1. 4. みなし小売電気事業者に対する監査	318
1. 5. 経過措置が講じられている電気の売小規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価	319
1. 6. 電気の卸取引の監視	319
1. 7. 卸電力取引の活性化	321
2. 送配電分野に関する取組	323
2. 1. 送配電部門の監視	323
2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査	323
2. 3. 電気事業託送供給等収支計算規則等の改正の建議について	323
2. 4. 一般送配電事業者の収支状況(託送収支)の事後評価	323
2. 5. 需給バランス調整のための調整力確保	328
2. 6. インバランス料金制度の運用状況の監視及び詳細設計	330
2. 7. スマートメーターにより計測された発電電力量(速報値)を一般送配電事業者が発電契約者に提供 する仕組みの整備	330
2. 8. 新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度・発電側課金)の詳細設計	330
3. ガスの小売市場・卸市場に関する取組	331
3. 1. ガス市場における競争状況	331
3. 2. ガス小売取引の監視及び旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査	332
3. 3. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価及び特別な 事後監視	332
4. ガス導管分野に関する取組	334
4. 1. 一般ガス導管事業及び特定導管ガス事業の監視	334
4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査	334
4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価	334
4. 4. 一般ガス導管事業者の法的分離に合わせて導入する行為規制の詳細についての検討	335
5. その他	336
5. 1. 広報/消費者対策	336
5. 2. 国際的な取組	336
5. 3. 電力・ガス取引監視等委員会の検証	336

第10節 電力・ガス取引監視等委員会

1. 電力市場の小売市場・卸市場に関する取組

1. 1. スポット市場価格高騰を踏まえた需要家への情報発信等

2020年12月からの市場価格の高騰に際し、「市場連動型メニュー」の需要家（消費者・事業者）に対し、高額な料金請求が生じる可能性があることから、電力・ガス取引監視等委員会において、1月14日に、需要家向け相談窓口を設置するとともに、需要家に対して契約内容の確認と契約の切替え方法について周知を行い、1月26日に、事業者の対応状況（値引き等）を踏まえ、追加の周知を行った。

さらに、1月29日には、卸電力市場価格が急激に高騰する中でも、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、特に市場連動型の電力料金メニューを提供する小売電気事業者に対し、需要家の電気料金負担が激変しないよう、資源エネルギー庁において柔軟な対応を要請した。また、同日付で、電力・ガス取引監視等委員会において、需要家に対しても、契約内容の確認と契約の切替え方法について改めて周知を行うとともに、当該要請についても周知を行った。

1. 2. 各種相談への対応

電力・ガス取引監視等委員会は、相談窓口を設置し、電気の需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。2020年4月～2021年3月における相談件数は2,572件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合には小売電気事業者に対する指導等を行った。

また、独立行政法人国民生活センター及び消費者庁と共同で、電気・ガスの相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを2回行い、需要家に対し情報提供を行った。

○相談窓口への相談件数（電気及びガス）の推移と相談事例

○プレスリリースの実施状況

第15回（2020年7月8日）、第16回（2020年12月22日）

1. 3. 小売取引の監視等

2016年4月には電気の小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、電力・ガス取引監視等委員会は、電気の小売供給に関する取引の適正化を図るため、「電力の小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行っている。

具体的には、2020年度には以下のような事案について指導、勧告などを実施した。

（1）勧告

（ア）中部電力ミライズ株式会社へ行った勧告（2020年7月）

中部電力株式会社及びその小売電気事業者の地位を承継した中部電力ミライズ株式会社は、2019年12月から2020年5月までの間に締結した電気の小売供給契約のうち、28,962件の小売供給契約について契約締結後交付書面を交付せず、うち20,313件について契約締結前交付書面を交付しなかった。

このため、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法に基づき、当該社に対し、以下を求める業務改善勧告を行った。

1）契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の不交付が今後発生しないよう、当該不交付の原因となり得る事象を早期に把握、是正する仕組みの構築を含む必要な措置を講ずること。

2）前記1）に基づいて講じた措置の内容を自社の役員及び従業員に周知し、法令遵守を徹底すること。

3）前記1）に基づいて講じた措置並びに前記②に基づいて実施した周知の内容及び日時について、電力・ガス取引監視等委員会に対し、文書で報告すること。

（イ）東京電力エナジーパートナー株式会社へ行った勧告（2020年9月）

東京電力エナジーパートナー株式会社は、2018年12月から2020年1月までの間、電気及びガスの小売供給契約の締結を電話で勧誘する際に、少なくとも52件の需要家

に対し、電気及びガスの供給条件（小売供給契約の申込みの方法や小売供給に係る料金に関するもの）について不十分な説明や虚偽の説明をした。

このため、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法及びガス事業法に基づき、当該社に対し、以下を求める業務改善勧告を行った。

1）今後、電気事業法及びガス事業法の説明義務の規定に違反することがないように、法令違反の原因となり得る事象を早期に把握、是正する仕組みの構築、需要家に対する説明方法の改善、業務委託先に対する監督方法の抜本的な改善等必要な措置を講ずること。

2）前記1）に基づいて講じた措置の内容を自社及び業務委託先の役員及び従業員に周知徹底すること。

3）前記1）に基づいて講じた措置並びに後記（イ）に基づいて実施した周知の内容及び日時について、電力・ガス取引監視等に対し、文書で報告すること。

（２）指導

（ア）小売電気事業者A社へ行った指導（2020年8月）

A社は、2020年3月頃、40,339件の電気の小売供給契約を更新（料金等の契約条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみを実施）した際に、契約締結後交付書面を交付しなかった。当該行為は、書面交付義務という電気事業法上の重要な義務の違反に該当し、需要家の利益を害するものであることから、A社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を速やかに実施するように指導を行った。

（イ）小売電気事業者B社へ行った指導（2020年9月）

B社は、2018年3月から2020年6月までの間、電気の小売供給契約の締結をした際、少なくとも2,715件の小売供給契約について、契約締結後交付書面を交付しなかった。当該行為は、書面交付義務という電気事業法上の重要な義務の違反に該当し、需要家の利益を阻害するものであることから、B社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を速やかに実施するように指導を行った。

（ウ）小売事業者C社へ行った指導（2021年2月）

C社は、2020年7月から同年10月までの間、電気の小売供給契約の締結をした際、少なくとも11件の電気の小

売供給契約について、供給条件の説明を十分に実施しなかった。当該行為は、説明義務という電気事業法上の重要な義務の違反に該当し、需要家の利益を害するものであることから、C社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を速やかに実施するように指導を行った。

（３）電力の小売営業に関する行政指導事例集の公表

2019年度に行政指導を実施した事例のうち、供給条件の説明等、契約締結時の書面交付、苦情等の処理、その他に関し、小売電気事業者等の事業活動の参考になると考えられる事例を取りまとめ、2020年11月に公表した。

（４）小売市場重点モニタリング

一定の価格水準を下回る小売契約について、競争者からの申告や公共入札の状況を踏まえ、取引条件等を含む実態を重点的に把握する小売市場モニタリングを2019年9月から開始し、その調査結果を年2回程度の頻度で公表することとした。

（ア）背景

2017年～2018年頃、複数の新規参入事業者より、一部地域の旧一般電気事業者が、電気購入先の新規参入事業者への切替え（以下「スイッチング」という。）をしようとしている顧客や公共入札を行う顧客など特定の顧客に対してのみ、対価が非常に低い小売供給を提案している（当該対価は、水力や原子力等の可変費が非常に安い電源を利用しつつ、固定費は限定的に上乗せすることで可能となっている）という具体的な営業事例について、電力・ガス取引監視等委員会への相談があった。旧一般電気事業者によるこのような行為は、一般的に、新規参入事業者の事業を困難とし、市場からの退出に至らせる等、将来の競争を減殺し、電気事業の健全な発達に支障を及ぼすおそれがあるため、第28回、第32回制度設計専門会合（2018年3月、7月）において対応方針を検討した。その結果、「電力の小売営業に関する指針」を改定し、スイッチングの期間中における取戻し営業行為を問題となる行為に位置づけた。また、スイッチングプロセス以外における差別的な対価提供に関する規制の在り方については、競争状況を引き続きモニタリングし、必要に応じてさらなる検討を行うこととされた。

その後、電気の経過措置料金に関する専門会合（以下、「経過措置料金専門会合」という。）の取りまとめ（2019年4月23日）において、電気の小売規制料金の経過措置を解除するか否かを判断するに当たっての考慮要素の一つとして、「競争環境の持続性」が挙げられ、卸市場において市場支配力を有する事業者が社内の小売部門に対して不当な内部補助を行い、当該内部補助を受けた小売部門が廉売などの行為を行うことによって、小売市場における競争を歪曲し、結果として、小売市場における地位を維持、又は強化するおそれがあることが指摘された。加えて、①このような不当な内部補助を防止するためには、社内外取引の無差別性を実効性のある形で確保することが最も有力で現実的な手段であること、②また「不当な内部補助」が行われているかどうかを確認するに当たっては、廉売などの行為によって小売市場における競争の歪曲の有無を判断するため、具体的な小売価格についてモニタリングを行い、これらの状況を適切に把握する必要があることも指摘された。

これらの指摘を踏まえ、第38回、第40回制度設計専門会合（2019年5月、7月）において小売市場重点モニタリングの実施方法等を検討し、それを踏まえ、2019年9月から本取組を開始した。

（イ）調査結果

2019年1月～2019年12月に供給を開始した小売契約分について、調査の結果、個々の案件において法令上問題となるような事例（可変費を下回るような価格設定）は認められなかった旨を第46回制度設計専門会合（2020年3月）において報告し、その調査結果を公表した。他方、発電・小売一体の旧一般電気事業者においては、社内取引価格が明確化されていなかった。加えて、多くの旧一般電気事業者では、個別の小売価格の設定において参照する定量的な基準として、電源可変費以外のものが示されなかった。これらの点は、旧一般電気事業者の発電部門が、社内外の取引条件を合理的に判断することなく、電力の卸売を行っている可能性があることを示唆するものであり、この調査結果も踏まえて不当な内部補助防止策の検討がなされることとなった。

その後、第51回制度設計専門会合（2020年10月）に第2回目の公表を行い、2020年1月～2020年6月に供給

を開始した小売契約分について、調査の結果、個々の案件において法令上問題となるような事例（可変費を下回るような価格設定）は認められなかった旨を報告した。また、小売市場における旧一電の域内シェアは減少傾向にあり、競争が一定程度進展していることも明らかになった。

（５）「電力の小売営業に関する指針」の改定

エネルギー供給構造高度化法で求められる小売電気事業者の非化石電源比率の向上を促すために2018年度より導入された非化石証書の制度につき、従来のF I T電源に由来する非化石証書に加えて、2020年度よりF I T電源以外の非化石電源に由来する非化石証書（非F I T非化石証書）も取引の対象となった。

この制度変更に伴い、需要家・消費者への電源構成等の開示のあり方に関して電力の小売営業に関する指針（以下「本指針」という。）の改定が必要になるため、制度設計専門会合において議論が行われ、需要家や消費者への分かりやすさや誤認を招かないことを考慮して、次の事項の改定が必要と取りまとめられた。

- ・電源構成の開示だけでなく、非化石証書の使用状況についても情報開示するよう、それを望ましい行為に追加する。
- ・非化石証書の使用による「再エネ」や「CO₂ゼロエミッション」の表示につき、電源に関して誤認を招かないよう必要な記載を整理する（F I T電気や、卸電力取引所調達・化石電源等の電気に関する記載内容について、それぞれ整理）。
- ・小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにも関わらず、あたかも「再エネ」や「CO₂ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であることの印象を与えるような表示・訴求を行うことは、問題となる行為と整理する。
- ・上記の考え方を踏まえた、電源構成表示及び非化石証書使用状況の表示例を記載する。

上記の制度設計専門会合の審議を踏まえ、本指針の改定を経済産業大臣に建議した。

1. 4. みなし小売電気事業者に対する監査

2016年4月に電力の小売全面自由化を実施した際、低圧（家庭用等）の小売料金については、経過措置として旧

2020 年度において実施した監査の結果については、同附則第 25 条の 6 に基づくみなし小売電気事業者に対する勧告並びに同附則第 25 条の 7 に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、1 事業者に必要な指導を行った。

「電気事業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号)」附則の経過措置に基づく、経過措置が講じられている電気の小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

○料金制度専門会合の取りまとめ(2021年2月)

[illegible]

- 審査基準のステップ1【電気事業利益率による基準】では、個社の直近3か年度平均の利益率が10.10か年度平均の利益率を上回る会社は、東北電力、東京電力E・P、中部電力と三エ電、中国電力及び沖縄電力の5社であった。
- ステップ1に該当した5社について、審査基準のステップ2【超過利潤累積額による基準】又は「自由化部門の収支による基準」では、2019年度末超過利潤累積額は一定水準額である事業報酬額を下回っており、直近2年連続で自由化部門の収支が赤字となっていた。
- 上記より、原価算定期間を終了しているのみならず小売電気事業者8社（関西電力及び九州電力以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発効の要否の検討対象となる事業者は1社であった。

（結論）

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要性は認められなかった。

また、四半期毎に、旧一般電気事業者の自主的取組や電力市場における競争状況を定期的に分析・検証した電力市場のモニタリングレポートを作成・公表した（参照：図2020年7月～9月の報告における主要指標）。

	今月の目標値内容 2020年7月～8月	参考			
		前年度同期 2019年7月～7月	2012年度 2011年度～2012年度	2016年度 2015年度～2016年度	
卸電力取引所 市場	売入電力/買入電力同時期対比	1.1倍	1.0倍	1.3倍	2.0倍
	売入電力/買入電力前年同期対比	1.0倍	1.6倍	1.3倍	2.4倍
	約定量	940億kWh	797億kWh	2,929億kWh	2,006億kWh
	平均約定価格 (システム・プラス)	5.9円/kWh	8.9円/kWh	7.0円/kWh	9.8円/kWh
	東京市場分擔発電率	64.2%	70.3%	77.4%	77.6%
市場別 時間別	約定量	12.1億kWh	6.9億kWh	25.8億kWh	17.5億kWh
	平均約定価格	6.4円/kWh	8.0円/kWh	8.0円/kWh	9.7円/kWh
(電力) 電力	総発電能力に対する割合	40.0%	30.6%	35.5%	24.9%
	売入電力 買入電力	2,167億kWh 411億kWh	2,195億kWh 347億kWh	8,309億kWh 1,385億kWh	8,497億kWh 1,226億kWh

※ 電力・買入電力は、電力会社別

319

電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、卸電力市場の活性化が重要である。このため、電力・ガス取引監視等委員会は、卸電力市場の活性化に向けた取組を進めた。

（１）スポット市場の監視

2020 年 12 月から 2021 年 1 月にかけて、スポット市場価格が高騰する事象が発生した。

これを受けて、電力・ガス取引監視等委員会では、2020 年 12 月より、卸電力取引所を通じた旧一般電気事業者の入札根拠データの確認を開始し、2021 年 1 月以降は、電力・ガス取引監視等委員会より直接、各事業者に対して毎日のデータ提出を求めるなど、売り入札量の適切性等について、厳格な監視をしてきた。

また、旧一般電気事業者及び J E R A に対して、2021 年 2 月 8 日に報告徴収を実施し、第 56 回制度設計専門会合（2021 年 2 月 25 日）において、ヒアリングを実施した。

これらに基づく詳細な分析を行い、第 58 回制度設計専門会合（2021 年 3 月 24 日）にて分析結果を報告し、有識者による議論の結果、入手したデータやヒアリング結果を前提とすれば、意図的に相場を変動させることを目的とした問題となる行為は確認されなかった。

また、上述の市場価格高騰において、多くの市場参加者から、公開されている情報が不十分であり、今何が起きているか分からない、今後の見通しが見えない、といった声が多くあった。これを踏まえ、1 月 19 日の電力・ガス基本政策小委員会において、L N G 在庫や L N G 火力の出力低下等に係る足下の状況を詳細に公開した。さらに、1 月 22 日以降、電力・ガス取引監視等委員会のホームページにおいて、朝・夕で最高価格を付けたコマの売り・買い入札曲線の公開を開始し、この需給曲線の公開については、2 月 27 日以降、日本卸電力取引所において、各日 48 コマ分のスポット市場の需給曲線を継続的に公開する運用に変更するとともに、2020 年 12 月 1 日以降の全コマについても公開されている。

事後監視として、特に、市場価格が 30 円以上となった場合には、旧一電が入札可能量を全量市場供出しているか確認し、各社の自社需要見積みおよび需要実績に関するデータとともに、情報公開を実施している。

（２）ベースロード市場の監視

ベースロード市場は、日本卸電力取引所に開設された市場であり、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、一般電気事業者であった小売電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットイングを図り、小売競争を活性化させるため、2019 年度から創設された。

「ベースロード市場ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」では、ベースロード市場の目的を踏まえ、各区域における一般電気事業者等の「大規模発電事業者」は、ベースロード電源の発電平均コストを基本とした価格を上限（以下「供出上限価格」という。）として、資源エネルギー庁が算定した量（以下「供出義務量」という。）を当市場に供出することが適当とされている。また、大規模発電事業者の小売部門のベースロード電源に係る調達価格が供出価格を不当に下回っている場合には、ベースロード市場の目的が達成されないおそれがある。

こうした観点から、電力・ガス取引監視等委員会においては、ベースロード市場の受渡年度の前年度及び翌年度において、適切な量及び価格が供出されているか、問題となる入札行動がなかったか、という観点からこれまで実施されたベースロード市場のオークション（計 6 回）に関する取引内容について、監視を行った。

監視の結果、問題となる行為は発見されていないが、監視を通じて得られた情報を基に、市場開設の回数や時期等今後の市場改善に向けた検討事項を電力・ガス取引監視等委員会から資源エネルギー庁に対して提案した。

これも踏まえ、総合資源エネルギー調査会の下に設置されている制度検討作業部会において、市場開設時期および預託金水準について議論がおこなわれ、公共入札や相対契約の交渉等の販売活動が 1 ～ 2 月に本格化することを鑑み、2021 年度オークションより 1 月にもオークションを追加開催することとし年 4 回の開催に変更されている。

（３）容量市場の監視

容量市場は、発電事業者の投資回収の予見性を高め、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために必要な調整力の確保や、中長期的な供給力不足に対処することを目的として、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」

という。)に創設された市場である。容量市場のオークションにおいては、市場支配力を有する事業者(以下「市場支配的事業者」という。)が、正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しないこと(以下「売り惜しみ」という。)又は電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること(以下「価格つり上げ」という。)によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれがある。

こうした観点から、電力・ガス取引監視等委員会においては、「容量市場における入札ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」に基づき、2020年7月に実施された初回メインオークションにおいて、以下のとおり、問題となる行為がなかったかどうか監視を行った。

- ・売り惜しみの事後監視：ガイドラインに基づき、売り惜しみの可能性があるかと判断された電源について、そのリスト及び理由の説明を求めるとともにその裏付けとなる根拠資料の提出を求め、その合理性を確認。
- ・価格つり上げの事後監視：ガイドラインに基づき、監視対象となった電源について、ガイドラインに沿った適切な価格で応札されているか確認すべく、応札価格を構成する人件費や修繕費等のコスト算定方法及び算定根拠の説明を求め、事実関係を確認。

監視の結果、ガイドライン上、直ちに問題となる行為は発見されていないが、監視を通じて得られた情報を基に、維持管理コストの算出方法等今後の市場改善に向けた検討事項を電力・ガス取引監視等委員会から資源エネルギー庁に対して提案した。

これも踏まえ、総合資源エネルギー調査会の下に設置されている制度検討作業部会において、今後の市場改善に向けた議論がされている。

1. 7. 卸電力取引の活性化

(1) 市場間相場操縦等に関するルールの明確化

2019年9月に電力先物市場での取引が開始されるに至っており、例えば、先物市場での自己のポジションが有利となるよう現物の卸電力市場で相場操縦を行うといった取引行動が生ずる可能性が考えられる。

改定前の「適正な電力取引についての指針」では、この

ような市場間相場操縦行為に関する規定はなかったが、電力の適正な取引を確保する観点からは、市場間相場操縦行為も他の種類の相場操縦行為と同様に電気事業法に基づく業務改善命令等の対象となり得ることを明確化することが適切と考えられる。

上記を踏まえ、第275回電力・ガス取引監視等委員会(2020年6月24日)において、同指針の改定を行うことについて、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対して建議を行った。それを踏まえ、2020年10月7日、同指針の改定が行われた。

(2) 発電・小売間の不当な内部補助防止策

「電気の経過措置料金に関する専門会合(以下、経過措置専門会合)」の取りまとめにおいて、電気の小売規制料金の経過措置を解除するか否かを判断するに当たっての考慮要素の一つとして、「競争環境の持続性」が挙げられ、卸市場において市場支配力を有する事業者が社内の小売部門に対して不当な内部補助を行い、当該内部補助を受けた小売部門が販売などの行為を行うことによって、小売市場における競争を歪曲し、結果として、小売市場における地位を維持、又は強化するおそれについて指摘があった。

さらに、容量市場導入に当たっては、容量拠出金により収入を得る事業者(旧一般電気事業者以外も含まれる。)の発電部門から小売部門への内部補助について、同様の議論が生じることも想定される。

これらの指摘等を踏まえ、卸市場において市場支配力を有する事業者の不当な内部補助の防止策について、第45～50回制度設計専門会合(2020年2月～9月)において検討を行った。

検討に際しては経過措置料金専門会合や非FIT非化石価値取引市場の設置に至る経緯を踏まえ、卸市場において市場支配力を有する事業者の発電・小売間の不当な内部補助を防止するための基本的な考え方として、①卸売価格の社内外無差別性の監視、②小売価格の監視、③非FIT非化石証書の取引を踏まえた内部補助の監視、が必要であると整理した。

ここで、発電事業者において、発電から得られる利潤を最大化する行動(支配力を行使した利潤最大化行動は含まない。)、すなわち卸電力取引所での取引、社外への相対卸

取引、社内取引等の選択肢のうち、社内外問わず最も有利な条件で取引するという経済合理的な行動がとられていれば、おのずから卸売価格の社内外無差別性が確保され、電源アクセスのイコールフットINGが実現することになると考えられる。こうした発電利潤最大化行動が確実にとられている場合には、社内外の卸売において合理性のない価格差は発生せず、論理的には、内部補助を理由とした小売市場の競争歪曲も生じないと考えられ、内外無差別性の監視は不要とも考えられる。

しかしながら、小売市場重点モニタリングの調査結果では、発電・小売一体の旧一般電気事業者においては、社内取引価格が明確化されていなかった。加えて、多くの旧一般電気事業者では、個別の小売価格の設定において参照する定量的な基準として、電源可変費以外のものが示されなかった。これらの点は、旧一般電気事業者の発電部門が、社内外の取引条件を合理的に判断することなく、電力の卸売を行っている可能性があることを示唆するものであった。

このため、電力・ガス取引監視等委員会は、2020年7月1日、旧一般電気事業者各者に対して、中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うことなどのコミットメントを行うことを要請し、あわせて、コミットメントを確実に実施するための具体的な方策について、旧一般電気事業者各社から電力・ガス取引監視等委員会へ報告することも求めた。

その後、同年7月末日までに、全ての旧一般電気事業者各社から、コミットメントを行うことが表明され、またコミットメントを確実に実施するための具体的な方策についても報告がなされた。

なお、同年9月の第50回制度設計専門会合において、上記の全ての旧一般電気事業者各社からの回答内容について報告した。また、電力・ガス取引監視等委員会の今後の方針として、卸市場において市場支配力の行使による価格形成が行われていないか引き続き監視するとともに、「小売市場重点モニタリング」を実施する中で、旧一般電気事業者及びその関連会社において、エリアプライス以下での小売販売や公共入札が確認された場合には、コミットメントの実施状況について確認することとされた。

（３）日本卸電力取引所に対する市場機能等の体制強化

日本卸電力取引所においては、取引規模の著しい拡大やベースロード市場の開設をはじめとする新たな市場開設などの取組によって、各種市場の公正な取引を確保する必要性が従前にもまして増大している。一方で、諸外国や類似の取引所においては、市場監視業務等の実施体制について、様々な取組が見られる。

このため、JEPXにおける市場監視業務及び取引参加者の資格審査、制裁その他個別事業者の監督に類する業務を行う体制について、現時点では何らかの具体的な問題行為が生じている訳ではないものの、より一層、中立性、独立性を向上させていくために、既存体制の点検や所要の体制整備を行っていくことが望ましい。以上を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会は、2019年6月JEPXに対し、中立性・独立性を確保しつつ、その機能を向上させるための体制について検討するよう要請を行った。

これを受け、2020年10月14日に日本卸電力取引所から市場監視の中立性・独立性を確保するための業務規程等の見直しや、市場監視業務等に係る体制の拡充等を実施する旨の回答を受領し、以下の内容を公表した。

○市場監視業務等の在り方についての検討結果について

（ア）市場監視の中立性・独立性を確保するための業務規程等の見直し

市場規模の拡大や市場参加者の多様化を踏まえ、取引所がその市場監視機能を強化し、取引の公正性を担保するとともに、市場参加者の信頼を確立するため、取引所の中立性・独立性の確保に向けて、取引所が規定する業務規程等の見直しを速やかに行う。

（A）市場取引監視委員会の権限の強化等

- ・ 現行の規程において、不公正取引の判定や処分に係る決定権限については理事会に帰属し、市場取引監視委員会（中立的な有識者で構成される所内委員会）は理事会から諮問を受けた際にのみ意見を述べるに留まっている点について、当該決定権限を市場取引監視委員会に帰属させることとする。
- ・ 市場取引監視委員会が、理事会からの諮問がなくとも、委員会自らの発意によって、情報収集や調査分析など市場監視に必要な活動を行えることを規程で担保する。
- ・ 市場監視担当部署からの不公正取引等に係る報告先か

ら、理事会を除外する。

(B) 個別事業者に係る事案における決定プロセスの見直し
・会員の資格審査や違約（預託金納入義務違反等）の処分等、個別事業者に係る事案の決定については、取引会員に属する理事・監事を構成員に含む理事会での取扱を止め、中立者である理事長が行うこととする。また、理事長が理事会に付議することが適当と判断した場合も、取引会員に属する理事・監事が個別事業者に係る当該議事に関与しないことを規程で担保する。

(イ) 市場監視業務等に係る体制の拡充等

市場監視業務を遂行する体制の強化の観点から、人的リソースの拡充を図った上で、市場監視に関する部署を独立させる方向で組織体制の見直しを行う。

なお、市場監視の他、先渡等のヘッジ市場の活性化や時間前市場の在り方などの課題への対応、参加者ニーズに応じた市場や商品の見直し、公開情報の充実、ガバナンスの中立性・独立性の向上、ITシステムの信頼性向上などの取組全般に対応するため、事務局の増員を含めた組織体制の強化等の取組を計画的に進めていく。

2. 送配電分野に関する取組

2. 1. 送配電事業の監視

電力・ガス取引監視等委員会は、電力の適正な取引を確保するため、一般送配電事業者の業務実施状況を監視し、託送供給等約款の不適切な運用や行為規制違反等が見られた場合には指導等を行っている。

2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日までの期間について、一般送配電事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査

電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法第 105 条の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（13 社）に対して監査を実施した。

2020 年度監査においては、重点監査項目として、2020 年 4 月より、沖縄電力を除き各社とも一般送配電事業及び送電事業を分社化するとともに、行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般送配電事

業者及び送電事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止された。これらが適切に実施されているかを重点的に確認した。また、一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定、算定遅延や誤通知等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。再発防止の観点から、再発防止策の実施状況等を重点的に確認した。

2020 年度において実施した監査の結果については、電気事業法第 66 条の 12 に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第 66 条の 13 に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、5 事業者に所要の指導を行った。

2. 3. 電気事業託送供給等収支計算規則等の改正の建議について

一般送配電事業者等において、仮に不適切な工事発注等による不当な支出増があった場合には、規制料金（経過措置料金及び託送料金）における超過利潤を減少させ、ひいては値下げ余地の縮小につながる可能性がある。

このため、規制料金における値下げ余地の縮小をより確実に回避することを目的に、電気事業託送供給等収支計算規則等の改正を経済産業大臣に建議した。それを踏まえ、2020 年 12 月に電気事業託送供給等収支計算規則等が改正された。

2. 4. 一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価

我が国の電力系統を取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応しつつ、将来の託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、料金審査専門会合（2020 年

7月に改組され、現在は「料金制度専門会合」という。)において、託送料金の低廉化と質の高い電力供給の両立を促すべく、2019年度の託送収支や経営効率化に向けた取組等を分析・評価(全10社の状況を分析した上で、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク及び沖縄電力の4社からヒアリングを実施)した。

この結果を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(平成12・05・29 資第16号)第2(14)に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨回答した。

<料金制度専門会合の取りまとめ内容>

(1) はじめに

我が国の電力系統を取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応しつつ、将来の託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合は、託送料金の低廉化と質の高い電力安定供給の両立を促進すべく、一般送配電事業者の収支状況等の事後評価を実施するとともに、この中で、2023年度より導入する新託送料金制度(レベニューキャップ制度)の設計・運用の参考とする観点から、各社の事業状況(経営効率化や高経年化対策等)について議論した。

なお、今回の事後評価に際しては、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力NW、沖縄電力、関西電力調達等審査委員会、東京電力HDからヒアリングを実施した。

(2) 2019年度の収支状況等の事後評価の結果概要

(ア)託送収支の状況(全10社)

(A)法令に基づく事後評価

2019年度の当期超過利潤累積額について、変更認可申請命令(値下げ命令)の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はいなかった(ストック管理)。また、想定単価と実績単価の乖離率について、変更認可申請命令の発動基準となる一定の比率を超過した事業者はいなかった(フロー管理)。東京電力PGについては、2017年度収支から廃炉等負担金を踏まえて厳格な基準が適用されることとなったが、当該基準に達していなかった。

(B)収支全体について

収入面については、節電・省エネ等により電力需要が減少したため、沖縄を除く9社において、実績収入が想定原価を下回った。特に、北海道、関西、四国は5%以上減少となった。

費用面については、北海道、東北、北陸、沖縄の4社において、主に人件費・委託費等の増加により、実績費用が想定原価を上回った一方で、東京、中部、関西、中国、四国、九州の6社においては、主に設備関連費の減少により、実績費用が想定原価を下回った。

この結果、2019年度の託送収支においては、中部、九州を除く8社で当期超過利潤がマイナス(当期欠損)となった。

なお、実績費用が増加した4社中2社(北海道、北陸)においても、設備関連費は想定原価を下回っている。一般送配電事業者は、収入が減少又は横ばいとなる中で、総じて人件費・委託費が維持・増加し、設備関連費が減少している。

(C)人件費・委託費等について(OPEX:運営的費用)

人件費・委託費等には、給料手当、システム開発に係る委託費等の費目が含まれる。

2019年度は、前年度と同様、東京を除く9社で実績費用が想定原価を上回り、このうち、東北、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄の7社については、主に給料手当水準の差による給料手当の増加や、それに伴う厚生費の増加、システム改修に伴う委託費の増加等により、想定原価から10%以上上回っていた。

人件費・委託費等については、こうした上昇要因を踏まえると単価の大幅な引下げは難しいと考えられるが、そうした状況においても引き続き効率化を追求してい

くべきである。

(D) 設備関連費について（CAPEX：資本的支出）

設備関連費には、修繕費、減価償却費等の費目が含まれる。

2019年度は、前年度と同様、東北、沖縄を除く8社で実績費用が想定原価を下回り、このうち、東京、中部、関西、中国、九州については、修繕費や減価償却費の減少により想定原価から10%以上下回っていた。

修繕費については北陸、四国、沖縄を除く7社で、減価償却費については東北を除く9社で、想定原価を下回っていた。なお、北海道、北陸、関西、中国の4社においては、減価償却方法を定率法から定額法に変更したことによる減価償却費の減少が見られたが、効率化施策による費用削減の効果と峻別するためにも、各社切り分けて検証することが望ましい。

各社においては、引き続き、調達合理化や延伸化措置等によるコスト削減に取り組みつつも、費用削減のみを目的として、再生可能エネルギーの導入拡大やレジリエンス、安定供給等に必要となる設備投資が繰り延べられるようなことがあってはならない。

(イ) レベニューキャップ制度導入を見据えた取組状況（4社）

一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図ることができるよう、現在、資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会において、レベニューキャップ制度の詳細設計が進められている。

レベニューキャップ制度においては、規制期間開始時に、一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定や収入上限の算定を行うこととなる。また、規制期間終了時には、事業計画の達成目標の状況を評価、規制期間中の収入上限と実績収入及び実績費用の差額を調整すること等により、翌期規制期間の収入上限の算定を行うなど、詳細設計の検討が進んでいるところ。

今回の事後評価では、レベニューキャップ制度の導入を見据え、その設計・運用の参考とする観点から、4つのヒアリング項目を設定し、4社（北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力NW、沖縄電力）からヒアリン

グを実施した。

(A) 中長期の設備投資計画と設備投資費用イメージ

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度においては、レジリエンス向上や再エネ主力電源化の観点から、必要な投資を着実にを行うことを制度の狙いとしている。それを踏まえ、今後中長期的に各社が計画している設備投資について、費用見通しを確認した。

●ヒアリング結果

各社の主要5品目（鉄塔、架空送電線、地中ケーブル、変圧器、コンクリート柱）における中長期（10年）の設備投資計画（拡充及び改良）について確認をしたところ、拡充投資については、今後、再エネ導入の拡大が進む一方で、需要の伸びの鈍化の影響もあり、レベニューキャップ制度が導入される2023年度以降も各社横ばいの傾向にあった。また、改良投資については、高経年化対応による改良工事物量が増加することに伴い、各社いずれも増加傾向にあった。

一般送配電事業者においては、現在、電力広域的運営推進機関で議論されている設備毎の故障確率や故障影響度を考慮したリスク評価を行うアセットマネジメントシステムを導入し、高経年化に伴う改良物量の増加や施工力の平準化を加味して中長期の設備投資計画を策定することで、工事物量の平準化やコスト最適化を図りながら、合理的な設備投資を行うことが求められる。

また、合理的な設備投資の実現に当たっては、施工力の確保も重要な課題。北陸電力送配電からは、北陸エリアの送配電工事会社と「Eリーグ北陸」という企業グループを立ち上げ、インターンシップや就職説明会の場で、パンフレットや映像等を活用して説明するとともに、若手従事者を対象に「キャリアアップ研修会」を開催することで従業員間の連帯感を深めるなど、送配電工事従事者の確保・定着に向けた活動を行っており、この取組の成果として「Eリーグ北陸」の発足前と比較して、工事従事者数が1割程度増加していることが紹介された。一般送配電事業者としても、引き続き、業界全体としての施工力確保の取組に貢献していくことが望まれる。

レベニューキャップ制度では、一般送配電事業者において、達成すべき目標を明確にした設備投資計画の実施

に必要な費用を見積もって収入上限を算定し、国がその見積費用の適正性を査定することになる。この査定に当たっては、再生可能エネルギーの拡大やレジリエンス、安定供給の観点から、必要な投資量が確保されているかの確認に加え、コスト効率化の観点から、統計査定なども用いて事業者間比較などによる効率的な単価・費用の算定を行うことができるよう、必要な制度設計を進めていくことが求められる。

(B) 設備投資計画の実施状況

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度においては、外生的な要因による費用変動や、一般送配電事業者が計画した投資量に未達成があった場合、翌規制期間の収入上限において当該費用を調整する方向で検討を進めている。それを踏まえ、過去3年間に於いて、設備拡充投資及び設備改良投資について、各年度の計画と実績がどのような要因で、どの程度乖離したかを確認した。

●ヒアリング結果

過去3年間に於ける各社の拡充投資については、設備投資額の実績値が当初計画値を下回る傾向であった。ただし、その要因は、用地交渉等の難航や、供給申込の延期・中止等、一般送配電事業者にとっては外生的な要因によるものが多いことが示された。

また、改良投資についても同様に、外生的な要因により、全体では設備投資額の実績値が当初計画値を下回る傾向にあった。

他方で、設備によっては、その劣化状況や工事会社の施工力を踏まえつつ、後年工事の効率化も見据え、必要な工事の前倒しを実施するケースもあるなど、設備投資量の実績が計画を上回るケースも見られた。

レベニューキャップ制度においては、期初において精緻な計画策定を求めるとともに、効率化に資する設備投資の前倒しなどについても、計画変更を通じて柔軟に収入上限に反映できるよう、制度設計を進めていくことが求められる。

(C) 経営効率化の実施状況

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度導入後においても同様に、一般送配電事業者は託送料金の低廉化を促進すべく、断続的な経営効率化に取り組む必要があることから、調達の工

夫や、工法の工夫等の各社の取組状況を確認した。

●ヒアリング結果

ヒアリング対象事業者4社における経営効率化の取組状況を確認したところ、物量と単価の両面から費用を抑えるという基本的な考えが示され、その具体的な取組事例が紹介された。具体的には、

- ・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入により、業務量を削減
- ・インターネットを用いたリアルタイム映像中継システム導入により、送電線工事現場の確認検査のための現地出勤回数を低減
- ・他社と多くの品目について共同調達を積極的に行うことによる、調達の効率化取組

などの効率化取組が多く紹介された。こうした各社の費用削減に向けた取組はコスト効率化の観点から一定の評価ができ、一般送配電事業者においては、今回紹介された新たな取組事例も参考に、更なる効率化やコスト削減に向けて様々な取組を進めていくことを期待する。

また、今回の事後評価では、各社の経営効率化に向けた体制や方向性が示され、例えば、中国電力NWからは「全社的な経営目標（経営ビジョン2030）」について説明があり、「送配電事業の強化」、「新規事業の展開」、「地域活性化への貢献」の3つの柱に取り組むことにより、地域社会とともに発展する企業を目指すということが示され、関西電力送配電からもアンケートによる顧客満足度調査等を実施し、地域社会の皆様の声を吸い上げながら事業を行っていることが紹介された。一般送配電事業者においては、社会に対して果たすべき役割を意識しながら、広い視点で取り組むことが期待される。

今後、再生可能エネルギー電源等の系統連系ニーズの増加や高齢化への対応など、送配電設備に関する費用上昇が見込まれる。今回は、送配電部門全体としての効率化の実績や見通し・目標について定量的に示した事業者は関西電力送配電と中国電力NWに限られたが、一般送配電事業者においては、公共性のある財・サービスの提供を独占的に担う立場から、中長期的なコスト削減目標を掲げて、効率化に向けた自社の対応や取組の全体像を具体的かつ定量的に説明していくことが期待される。

(D) レベニューキャップ制度における設定目標 に対する取組

●ヒアリング趣旨

現在、レベニューキャップ制度においては、一般送配電事業者が社会的便益の最大化を目指す観点から一定期間に達成すべき『目標』の設定に向けて、検討が進んでいる。これを踏まえ、レベニューキャップ制度における設定目標（「安定供給」、「再エネ導入拡大」、「サービスレベルの向上」、「広域化」、「デジタル化」、「安全性・環境性への配慮」などを予定）について、ヒアリング事業者の現状を聴取し、実態把握を行った。

●ヒアリング結果

「安定供給」の指標の1つである停電回数・停電時間について確認したところ、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力NWの停電回数・停電時間は、大規模災害といった要因を除くと低水準で安定していた。一方で、沖縄電力は台風常襲地域のため、災害に起因する停電回数・停電時間が多いが、停電量低減に向けた取組として、自治体を含む関係者との連携による迅速な復旧体制の構築、一般送配電事業者共同の連携訓練を実施していること等が紹介された。また、関西電力送配電からは、災害時連携計画を策定し、10社共同訓練において、被災エリアの資材を用いて「仮復旧工法」の実効性を確認したとの紹介があった。一般送配電事業者においては、災害時における電力の早期復旧を果たすことはもちろん重要であるが、設備の仕様統一化にも並行して取り組むことが求められる。

「再エネ導入拡大」に向けては、発電予測精度向上を目的とし、気象モデルの活用に係る社内検討会が行われており、また、新規再エネ電源の早期かつ着実な連系に向けて、回答期限の日程管理のシステム化や、マニュアル整備といった取組が紹介された。

「サービスレベルの向上」に向けては、アンケートを用いて顧客満足度を調査して更なる満足度向上を図っており、また、停電情報自動応答システム導入等により、停電時のタイムリーな情報提供を通じた顧客サービスレベルの向上といった取組が紹介された。

「広域化」に向けては、架空送電線、ガス遮断器、地中ケーブルについて、仕様統一化や調達改革に向けた調達改革ロードマップを策定し、全10社による仕様統一化に向けた調整が完了したこと、さらに、ガス遮断器については共同調達を実施したことが報告された。

「デジタル化」に向けては、作業効率化の観点から、ドローンを用いた送配電設備の巡視・点検の実装に向けた実証が進められており、また、電圧・電流等の計測を可能とするセンサー開閉器の導入を進めることで、適正電圧維持の高度化を進めていることなどが紹介された。

「安全性・環境性への配慮」に向けては作業員の安全性向上のための器具等の開発・導入事例や、環境対策に向けた各種取組（PCB廃棄物の処理方法、SF6ガス絶縁機器の導入によるSF6ガス漏出量の低減など）が紹介された。施工力確保の観点からも、一般送配電事業者においては、作業員の安全性の確保に、より一層取り組む必要がある。

以上のことから、新託送料金制度において設定が見込まれる各種目標に対して、現時点において、各社ともに、問題意識をもって主体的に取り組んでいることが確認できた。

(ウ) 関西電力調達等審査委員会の活動状況

関西電力の社内に設置された調達等審査委員会の活動状況を確認したところ、関西電力は、工事の発注・契約手続等の適切性、透明性確保のため、外部の専門家で構成される「調達等審査委員会」を設置し、社内規程に基づき業務が適切に執行されているかの審査を行い、必要に応じて業務所管部門へ指導・助言するとともに、審査概要を公開していることを確認した。

また、調達等審査委員会における取組内容や評価結果に対する理解促進のため、本委員会の審議結果について、補足・解説を加え、関西電力及び関西電力送配電の社内サイトに掲載し、全従業員に対する周知を行っていることも確認した。

さらに、関西電力及び関西電力送配電の全従業員を対象に、工事の発注・契約手続等に係る社内規程の制定・改正内容の理解促進等を目的として、eラーニングを実施していることも確認した。

以上のような取組を継続・深化することにより、工事の発注・契約手続等に係る不適切な運用を二度と起こすことがないよう、期待したい。

なお、他の一般送配電事業者においては、今回説明された調達等審査委員会の活動状況を参考に、望ましい取組として、取り入れられるものは取り入れていただくこ

とを期待したい。

（３）おわりに

今回の事後評価の結果を踏まえ、①一般送配電事業者においては、再生可能エネルギーの拡大や安定供給の確保など、将来に向けた投資をしっかりと確保すると同時に、更なるコスト削減を促進することが重要となる。また、②資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会においては、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再生可能エネルギー主力電源化やレジリエンス強化等を図ることができるよう、レベニューキャップ制度の詳細設計を進めていくべきである。

2. 5. 需給バランス調整のための調整力確保

（１）調整力公募の結果及び調整力の運用状況の監視と情報公開

一般送配電事業者による調整力の公募調達は、発電事業者等の競争の結果として、コスト効率的な調整力の調達や電力市場全体としての調整力の増大を実現するための仕組みである。しかしながら、現状、調整力として提供可能な旧一般電気事業者以外が保有する電源等が多く存在しているとは言い難く、このような状況を改善し、競争を促進していくためには、公募調達が透明性をもって行われるとともに、潜在的な応札者に対して適切な情報提供を行うことで、発電事業者等の入札参加への円滑化と拡大を図ることが必要となる。

このため、電力・ガス取引監視等委員会は、調整力公募調達結果を分析し、旧一般電気事業者の入札行動に問題となる点がないか、また、一般送配電事業者による調整力の運用が、容量（kW）価格や電力量（kWh）価格に基づき適切に運用されているか監視を行った。

以上の調整力の公募調達結果及び調整力の運用状況（調整力の電力量価格及び電力量）について、制度設計専門会合にて報告、及び、電力・ガス取引監視等委員会のホームページに公表した。

（２）三次調整力及び電源Ⅰ'の広域調達における連系線確保量の上限を提示

2021年度から開設される需給調整市場では、当初は一

部商品（三次調整力②）のみの取引が行われ、2022年度以降、段階的に商品が拡充する。調整力を広域調達するためには、調達した調整力が確実に活用できるよう地域間連系線の容量を確保する必要があり、その上限をどのように設定するか市場開始前に決めておく必要がある。また、上限値の設定に当たっては、卸電力市場への影響とバランスを考慮する必要がある。

このため、制度設計専門会合では、2021年3月に2021年度から取引が開始される三次調整力②の連系線確保量について、広域調達による三次調整力②への影響と卸電力市場（時間前市場）への影響の経済メリット等を評価して、社会コストが最小となるような三次調整力②の連系線確保量の上限値を提示した。

同様に、2020年6月の制度設計専門会合において、2020年度から隣接エリアからに限定した広域調達、広域運用が実施されている電源Ⅰ'に対し、2021年度向けに確保すべき連系線確保量について議論し、その確保すべき上限値を提示した。

（３）調整力公募ガイドラインにおける逆潮流アグリゲーションの取扱いの検討

調整力公募に関する基本的な考え方を整理した「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」（以下「調整力公募ガイドライン」という。）では、電源は原則としてユニット単位で応札することとしており、複数の発電ユニットを組み合わせで応札することは認められていない。

他方、分散型リソース（蓄電池、コージェネレーション等）の普及や技術進歩を背景に、複数の電源等を組み合わせる逆潮流アグリゲーションを調整力として活用するニーズが拡大した。

現状の調整力公募において、旧一般電気事業者以外からの応札が少ないことから、競争促進の観点からも、新たなリソースの参入を可能とすることは重要と考えられる。

以上を踏まえ、2021年1月の制度設計専門会合において、調整力公募ガイドラインにおける逆潮流アグリゲーションの取扱いについて議論を行い、調整力に求められる確実性や透明性及び発電事業者の規模による公平性を確保しつつ、一定の要件を設けた上で調整力への入札を認めるよう、今後、調整力公募ガイドラインを見直すことを決定

した。

（４）需給調整市場の創設

一般送配電事業者が電力供給区域の周波数制御、需給バランス調整を行うために必要な調整力を調達するに当たっては、特定電源への優遇や過大なコスト負担を回避しつつ、実運用に必要な量の調整力を確保することが重要となる。

このような観点から、一般送配電事業者による調整力の公募が2016年から実施されることとなり、ディマンドリスポンス（DR）等の調整力も調達されるようになっている。

電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間取りまとめにおいては、今後、公募結果を踏まえつつ、需給調整市場の詳細設計を行い、一般送配電事業者が調整力を市場で調達・取引できる環境を整備することが適当であるとされた。また、電力システム改革専門委員会報告書においても、系統運用者が供給力を市場からの調達や入札等で確保した上で、その価格に基づきリアルタイムでの需給調整・周波数調整に利用するメカニズムを送配電部門の一層の中立化に伴い導入することが適当であると記載されている。

諸外国においても、需給調整市場を開設し、調整力を市場の仕組みを活用して前週や直前に調達している。同時に、欧米においては需給調整の広域化にも取り組んでおり、例えば欧州は卸電力市場の広域統合から需給調整市場の広域統合へと、ルール・プラットフォームの整備を進めている。

我が国においても、再エネの導入が進む中で、調整力を効率的に確保していくことは重要な課題である。調整力公募は一部の調整力を除き各エリアの一般送配電事業者がエリア内の調整力のみを調達しているが、効率的に調整力を調達するためには、エリアを超えて広域的に調整力を確保することも課題となっている。他方で、各一般送配電事業者のシステムは、現状において、広域的な調整力の市場調達やその運用を前提として構築されておらず、こうしたシステムの改修や、実運用の変更を、日々の需給調整に支障を生じさせない形で行うためには、ルール検討やシステム構築を慎重に行っていく必要がある。

現在、資源エネルギー庁の制度検討作業部会や広域機関

の委員会において、需給調整市場の詳細設計が進められており、2021年からは再生可能エネルギー予測誤差に対応する調整力が、2024年までには全ての調整力が需給調整市場を通じた調達に切り替わる予定である。また各一般送配電事業者のシステム改修に向けた検討や調整力の広域運用に向けた準備も並行して進められている。

（ア）調整力の広域調達に必要な地域間連系線の容量確保の検討

2021年度から需給調整市場を通じた調整力の広域調達が開始されると、調達された調整力が確実に活用できるよう事前に地域間連系線の容量を確保する必要があると生じる。

そこで、電力・ガス取引監視等委員会では、2021年3月の制度設計専門会合において、2021年度から取引が開始される再生可能エネルギー予測誤差に対応する調整力の広域調達に係る地域間連系線の確保量について議論を行い、2021年度における当該調整力の地域間連系線の確保上限量を決定した。

（イ）需給調整市場の監視及び価格規律の在り方の検討

需給調整市場における競争が十分でない場合、市場支配力を有する事業者が市場支配力を行使し、不当に高い入札価格等を設定することにより、不当な利益を得るといったことが起こり得る。こうしたことを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会では、制度設計専門会合において、2019年12月から2020年12月まで8回にわたり需給調整市場の監視及び価格規律の在り方について議論を積み重ね、2020年12月に「需給調整市場において適正な取引を確保するための措置について」を取りまとめた。

この取りまとめでは、需給調整市場において不適正な取引を防止するため、電気事業法に基づく業務改善命令等の事後的な措置を講ずることに加え、市場支配力を有する可能性の高い事業者には一定の規範に基づいて入札を行うことを要請する事前的措置を講ずることとされた。このため、電力・ガス取引監視等委員会は、2021年3月に「適正な電力取引についての指針」の改定及び「需給調整市場ガイドライン」の制定について、経済産業大臣に対して建議を行った。それらを踏まえ、2021年3月30日、「適正な電力取引についての指針」の改定及び「需給調整市場ガイドライン」の制定が行われた。

2. 6. インバランス料金制度の運用状況の監視及び詳細設計

(1) インバランス料金制度の運用状況の監視

計画値同時同量制度において、小売電気事業者と発電事業者は、1日を48コマに分割した30分単位のコマごとにそれぞれ需要と発電の計画を策定することとなっている。これらの計画と実績のずれ（インバランス）については、一般送配電事業者が発電事業者等から公募により調達した電源等（2021年度からは需給調整市場での調達が開始される）を用いて調整を行い、その費用については、小売電気事業者と発電事業者からインバランス料金として回収する。このように、インバランス料金は実需給における電気の過不足の精算価格となっているが、同時に卸電力取引における価格シグナルのベースにもなっている。

2020年2月23日に系統余剰であったにもかかわらずインバランス料金が高騰するという事象があったことから、電力・ガス取引監視等委員会では、その原因を分析し、インバランス料金の算定方法について速やかな改正を資源エネルギー庁に提言した。それを踏まえ、2020年6月にインバランス料金算定諸元である系統全体の需給状況に応じた調整項について、その下限値を撤廃する等の省令改正が行われた。

災害等により電気の需給バランスが大きく崩れた場合においても、電力市場を通じて、分散型電源を含めた発電設備や、電力消費量を調整するディマンドレスポンスを積極的に活用するため、電力使用制限又は計画停電が実施されているエリアのインバランス料金は、制度設計専門会合における「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間取りまとめ）」を踏まえ、それぞれ100円/kWh、200円/kWhとする等の省令改正が2020年7月に行われた。さらに、2021年1月の卸電力市場における価格高騰に連動し、インバランス料金も過去最高価格まで高騰するなど高水準の価格が一定期間継続する事象が発生した。こうした状況を踏まえ、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保に向けた緊急的な対応として、2021年1月17日以降の電力供給分については、2022年4月から適用することとされていた、需給ひっ迫時のインバランス料金制度の見直しの一部を前倒し、インバランス料金の上限価格を200円/kWhとされた。

(2) 2022年度以降のインバランス料金制度の詳細設計

2022年度から開始予定の新たなインバランス料金制度について、制度設計専門会合において、2019年2月より、新たなインバランス料金制度の詳細設計に着手し、2020年3月に中間取りまとめを行った。その後、2020年6月及び7月に更に詳細な議論を要する事項について、検討を行った。

また、新たなインバランス料金制度を踏まえた需給調整関連費用の回収方法及び収支管理の在り方について、2020年3月、7月及び9月の制度設計専門会合において議論を行い、2022年度以降のインバランス収支の過不足については、託送収支に繰り入れ、託送料金を通じて調整すること、一般送配電事業者は、需給調整業務の透明性を高めるため、当該業務の実施状況に関する情報を毎月公表することが決定された。

2. 7. スマートメーターにより計測された発電電力量（速報値）を一般送配電事業者が発電契約者に提供する仕組みの整備

「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間取りまとめ）」に対するパブリックコメント等において、事業者から、スマートメーターにより計測された地点毎の30分電力量（速報値）について、需要側だけではなく、発電側についても、一般送配電事業者から提供を受けたいという要望があった。

これを受け、制度設計専門会合において、地点毎の30分発電電力量（速報値）の発電側への提供を、一般送配電事業者のサービスとして提供すべきかどうかについて議論を行った。

その結果、一般送配電事業者が、スマートメーターにより計測された地点毎の30分発電電力量（速報値）を発電契約者に提供する仕組みを整備することを決定し、一般送配電事業者各社は、2022年度のできるだけ早い時期までにこの仕組みを実現するべく必要な準備に着手することとなった。

2. 8. 新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度・発電側課金）の詳細設計

(1) 新たな託送料金制度の詳細設計

第201回通常国会において、「強靱かつ持続可能な電気

供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」が成立し、新たな託送料金制度（収入上限を定期的に承認し、その範囲内で託送料金を設定するレベニューキャップ制度）が2023年度より導入されることとなった。

新たな託送料金制度の詳細設計については、託送料金審査や事後評価を通じて専門的な知見を有する電力・ガス取引監視等委員会が積極的に関与していくことが必要であるとの観点から、2020年7月に開催された総合資源エネルギー調査会持続可能な電力システム構築小委員会において、電力・ガス取引監視等委員会と資源エネルギー庁が連携して行うものとされた。それを踏まえ、経過措置が講じられている電気の小売規制料金、託送料金の審査等をする場として設置された料金審査専門会合を、料金制度専門会合に改組し、2020年7月より託送料金制度の詳細設計の議論を開始した。また、専門性の高い詳細な論点を議論するため、2021年1月に料金制度専門会合の下に料金制度ワーキング・グループを設置し、検討を行っている。2021年内をめどに取りまとめを行い、制度導入に伴い必要となる法令の整備等を進めていく予定。

（２）発電側課金の検討

発電側課金は、システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、現在、小売事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして、2015年秋以降、電力・ガス取引監視等委員会に設置した制度設計専門会合（第41回～46回）及び、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ（第1回～13回）で議論を進めてきた。

審議会での議論を踏まえ、①系統に接続している電源すべてについて、電源種別・事業属性等にかかわらず、kW単位で課金すること、②立地地点に応じた割引制度の導入など発電側課金の骨子を整理し、2018年6月、中間取りまとめとして公表の後、経済産業大臣に対して建議を行った。その後、2019年9月に開催された制度設計専門会合において、発電側課金を2023年度に導入することを目指すこととし、制度の詳細論点の検討を進めていたところ、2020年7月に梶山経済産業大臣から、再エネの効率的な導入を

促進するため、基幹送電線利用ルール of 抜本的な見直しを行う方針が示されたことを踏まえ、今後、発電側課金についても、それと整合的な仕組みとなるよう、見直しを進めることとなった。

このため、2020年12月に開催された制度設計専門会合において、発電側課金の見直しに関する検討を開始した。事業者団体からのヒアリングをはじめ、様々な御意見を伺いながら、基幹送電線利用ルールの見直しと整合的な仕組みとなるよう、以下のとおり、（ア）kW課金の見直し（kWh課金の一部導入）、（イ）割引制度の拡充等について検討した。

（ア）kW課金の見直し（kWh課金の一部導入）

- ・基幹送電線利用ルール of 抜本見直しを踏まえると、今後、基幹系統の設備形成は、契約kWに加え、設備の利用状況（kWh）も考慮した費用対便益評価に基づいて行われることを踏まえ、新たにkWh課金を導入する。
- ・kW課金とkWh課金の比率は、再エネ大量導入による混雑系統の増加を踏まえた設備増強、送電線利用ルール of 抜本見直しの特別高圧系統への適用拡大など、将来の状況を先行的に考慮して、kWh課金の比率の上積みを行うとの考え方の下、まずは1：1で始める。

（イ）割引制度の拡充

- ・基幹送電線の利用ルール of 抜本見直しに伴い、系統混雑を前提とした系統利用が想定される中、発電側課金が送配電設備の整備費用に与える影響に応じた負担を求め、電源立地の最適化に必要な価格シグナルを出すことが更に重要となる。このため、基幹系統・特別高圧系統の双方に悪影響を与えないとみなされる電源に対する割引額を拡充する。
- ・また、今回の見直しを契機に、系統に与える影響に応じた課金を徹底することとし、割引区分の新設及び、割引地域を拡充する。

引き続き、基幹送電線利用ルール of 見直しと整合的な仕組みとなるよう検討を進め、2021年内をめどに取りまとめを行い、制度導入に伴い必要となる法令の整備等を進めていく予定。

3. ガスの小売市場・卸市場に関する取組

3. 1. ガス市場における競争状況

2021年3月末現在でガス小売事業者は1,383事業者が

登録されており、このうち、新たに登録された事業者（以下「新規小売」という）は66社となっている。また、2021年3月のガス総販売量36.0億m³のうち、新規小売の販売量は5.4億m³となっており、約15%を占めている（参照：図 ガス小売事業者の総販売量（需要種・エリア別）・図上記のうち新規小売のガス販売量（需要種・エリア別））。

図：ガス小売事業者の総販売量（需要種・エリア別）

地域	総販売量(千m ³ ・標準熱量45MJ換算)				需要種別の販売量の割合			
	家庭用	商業用	工業用	その他	家庭用	商業用	工業用	その他
北海道	39,631	24,459	17,173	19,756	101,019	39.2%	24.2%	17.0%
東北	23,535	8,487	48,569	12,581	93,172	25.3%	9.1%	52.1%
関東	592,994	164,270	893,917	129,736	1,780,917	33.3%	9.2%	50.2%
中部・北陸	110,041	24,423	277,563	29,722	441,749	24.9%	5.5%	62.8%
近畿	301,465	64,607	427,159	60,003	853,235	35.3%	7.6%	50.1%
中国・四国	29,074	8,263	88,120	12,369	137,827	21.1%	6.0%	63.9%
九州・沖縄	39,682	11,415	50,787	14,006	115,890	34.2%	9.8%	43.8%
その他	0	108	77,193	0	77,301	0.0%	0.1%	99.9%
全国計	1,136,422	306,034	1,880,481	278,173	3,601,110	31.6%	8.5%	52.2%

図：上記のうち新規小売のガス販売量（需要種・エリア別）

地域	新規小売の販売量(千m ³ ・標準熱量45MJ換算)				総販売量における新規小売の販売量の割合			
	家庭用	商業用	工業用	その他	家庭用	商業用	工業用	その他
北海道	81	1	6,483	0	6,565	0.2%	0.0%	37.8%
東北	76	158	25,743	67	26,044	0.3%	1.9%	53.0%
関東	71,041	10,331	129,071	10,332	220,776	12.0%	6.3%	14.4%
中部・北陸	17,304	1,930	26,346	2,103	47,683	15.7%	7.9%	9.5%
近畿	53,637	9,436	64,181	11,936	139,189	17.8%	14.6%	15.0%
中国・四国	0	0	8,260	0	8,260	0.0%	0.0%	9.4%
九州・沖縄	3,311	486	6,556	1,319	11,672	8.3%	4.3%	12.9%
その他	0	108	77,193	0	77,301	-	100.0%	100.0%
全国計	145,449	22,451	343,834	25,757	537,491	12.8%	7.3%	18.3%

※2021年3月ガス取引報

3. 2. ガス小売取引の監視及び旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査

2017年4月にはガスの小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家がガス会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、電力・ガス取引監視等委員会は、ガスの小売供給に関する取引の適正化を図るため、「ガスの小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・事業者の営業活動の監視などを行い、必要に応じて、ガス事業法上問題となる事業者に対して指導等を行っている。また、相談窓口などに寄せられた不適切な営業活動などについて、事実関係の確認や指導を行っている。

2017年4月にガスの小売全面自由化を実施した際、競争が不十分であると認められた地域については、小売規制料金（「経過措置料金」）を存続させることとされ、2020年現在は、9社において経過措置料金が存置されている。

電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガ

ス事業法」という。）第45条の2の規定に基づき、これら9社に対して監査を実施した。

2020年度において実施した監査の結果については、改正法附則第37条第1項の規定に基づく旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する勧告及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかった。なお、指導の対象となる事業者もいなかった。

3. 3. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価及び特別な事後監視

（1）経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

「電気事業法等の一部を改正する等の法律（2015年法律第42号）」附則に基づく経過措置が講じられているガスの小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

2020年11月、経済産業大臣及び経済産業局長からの意見聴取を受けて、料金制度専門会合において、原価算定期間が終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者8社（東京ガス、東邦ガス、京葉ガス、京和ガス、日本ガス、熱海ガス、河内長野ガス及び南海ガス）について電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329 資第5号。以下、「審査基準」という。）第2（8）④に基づく評価及び確認を行い、2020年11月、以下のとおり取りまとめた（参照：図 審査基準の適用結果）。

これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣及び経済産業局長に対し、審査基準第2（8）④に照らし、経過措置が講じられているガスの小売規制料金の値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨、回答した。

[illegible]

第 29 回総合エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会（2016 年 2 月）において、ガスの小売規制料金の経過措置が課されない、又はガスの小売規制料金の経過措置が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガス利用率が 50%を超える事業者については、特別な事後監視として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該供給区域等の料金水準（標準家庭における 1 か月のガス使用料を前提としたガス料金）を、3 年間監視することとされた。これを受け、委員会においてはこれらの事業者の家庭向けの標準的な小売料金について、定期的に報告を受け、料金改定の状況等を確認している。この結果、2020 年 4 月～2021 年 3 月においては、2 者に対し、次の内容の文書指導を行った。

(ア) ガス小売事業者A社へ行った指導 (2020年6月)

ことが確認されたため、単年度収支で赤字が発生しない程度に収支が改善する水準とした料金とするように指導した。

B社の料金改定は、値上げの理由に合理性が認められず「合理的でない値上げ」に該当すると判断したが、同社が料金を値上げ前の水準に戻したこと等を踏まえ、今後、同様の値上げを行わないように指導した。また、当該値上げに係る需要家への説明内容に明確でない点があったため、適切に説明を行うように、併せて指導した。

2017 年 4 月のガス小売全面自由化後、ガス小売事業者の料金設定は原則自由とされたが、事業者間の適正な競争関係が認められない等により使用者の利益保護の必要性が特に高い場合に、経過措置として、経済産業大臣が指定した供給区域等においては小売料金規制が存置されている（指定旧供給区域等の指定）。

同委員会での審議の結果、指定解除に当たっては、次の環境整備が必要とされた：①卸取引所が開設されていないといったガスの卸取引市場の現状や、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域における他のガス小売事業者の実情を踏まえると、これらの区域における他のガス小売事業者に必要な供給余力が確保されていると判断するためには、将来にわたり、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を含めて十分な供給力を確保できる環境が整備されていること、②東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域については、他燃料との競合のみでは指定解除要件を満たしておらず、当該区域の都市ガス利用率が 50%を超えている状況を踏まえると、将来にわたって適

正な競争関係が確保されるためには、ガス小売事業への新規参入が円滑化される環境が整備されていること。

したがって、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除を行うためには、当該区域の旧一般ガスみなしガス小売事業者から、次の意思表示がなされている必要があるものとされた。

- ・他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- ・他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
- ・「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」となされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

2021年1月12日、電力・ガス取引監視等委員会は経済産業大臣に対し、上記の審議結果のとおり意見を回答した。

4. ガス導管分野に関する取組

4. 1. 一般ガス導管事業及び特定導管ガス事業の監視

電力・ガス取引監視等委員会は、ガスの適正な取引を確保するため、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況を監視し、託送供給約款の不適切な運用等が見られた場合には指導等を行っている。

2020年4月1日～2021年3月31日までの期間について、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査

電力・ガス取引監視等委員会は、ガス事業法第170条の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（243社）に対して監査を実施した。

2020年度監査においては、重点監査項目として、2019年度監査において、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または、単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘事項があったことから、2020年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないかを重点的に確認した。また、2019年度監査において、地方局所管事業者において、内管工事の収益・費用が適正に管理されていないケースがあったことから、2020年度監査においても、引き続き、内管工事に要した収益・費用が「受注工事勘定」をもって適切に整理しているかを重点的に確認した。また、円滑なスイッチングを促進するために、実務の標準的な手続きを明確化した「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」が2019年3月（2020年1月変更）に策定され、これを踏まえて、2019年4月以降、準備が整った事業者から託送供給約款の改正を行っている。

これを踏まえ、ガスの適正な取引を確保する観点から、一般ガス導管事業者が託送供給約款及び本マニュアルにのっとりスイッチング業務を実施しているかを確認するとともに、導管部門の中立性についても重点的に確認した。2020年度において実施した監査の結果については、ガス事業法第178条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告及びガス事業法第179条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、76事業者に所要の指導を行った。

4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた者を除く。以下、本項目において「ガス導管事業者」という。）は、事業年度毎に託送収支計算書を作成・公表することとされており、その超過利潤累積額が一定額を超過した場合又は乖離率がマイナス5%を超過した場合には、経済産業大臣が託送料金の値下げ申請を命令することとされている。このため、2020年11月11日付に

て、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の2019年度収支状況の確認について、電力・ガス取引監視等委員会宛てに意見の求めがあった。これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会は、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施するとともに、追加的な分析・評価を行い、2020年2月、その結果を取りまとめた。

この結果、事後評価の対象事業者147者のうち6者（うち1事業者においては、2地区）（JERA（四日市コンビナート地区）、南遠州PL、秋田県天然瓦斯輸送、小千谷市、中部電力ミライズ、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区））については、2019年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。また、26者（東部ガス（秋田地区）、由利本荘市、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス、ガスネットワーク吉田、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス、JERA（四日市コンビナート地区）、小千谷市、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、広島ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送）については、2019年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた。これらの事業者のうち、2020年12月末日又は2021年3月末日が料金改定の期日とされていた事業者については、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とした4者（想定単価と実績単価の乖離率が変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過した事業者（犬山ガス、大垣ガス、福山ガス及び広島ガス））を除き、期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当である旨、委員会は経済産業大臣及び経済産業局長等へ意見を回答した。

なお、2020年12月末日又は2021年3月末日が料金改定の期日とされていた事業者については、託送料金の改定の届出が行われたことを確認し、2022年3月末日が期日とされている事業者からは、期日までに託送料金の改定を行う予定であることを確認した。

4. 4. 一般ガス導管事業者の法的分離に合わせて導入する行為規制の詳細についての検討

「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）」において2022年度から、導管規模等のガス事業法施行令で定める要件に該当する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の法的分離を実施し、あわせて、法的分離された一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者とその特定関係事業者（以下「ガス導管事業者等」という。）に行為規制を導入することが規定されたところ、その詳細は経済産業省令に定めることとされている。

そこで、2019年9月より、電力・ガス取引監視等委員会は、制度設計専門会合において、ガス導管事業者等にかかわる行為規制の詳細について検討を行い、2020年3月31日の制度設計専門会合において「2022年度から導入する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について」を取りまとめた。その後、電力・ガス取引監視等委員会は、2020年4月14日に、それらの内容を踏まえ経済産業省令等を改正することに関して経済産業大臣に意見を回答した。

それを踏まえ、「ガス事業法施行規則」及び「適正なガス取引についての指針」の改正案についてパブリックコメントが実施され、2021年4月1日に改正された。

<制度設計専門会合取りまとめ内容>（抜粋）

（1）社名、商標、広告・宣伝等に関する規律

（ア）法的分離の対象となる一般ガス導管事業者（以下「特別一般ガス導管事業者」という。）がその特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号、商標を用いることを原則禁止とする

（イ）一般ガス導管事業者の託送供給の業務を行う部門が、当該一般ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門の営業活動を有利にする広告、宣伝その他の営業行為を行うことを禁止とする（特定ガス導管事業者も同様に規定）

（2）取締役等及び従業者の兼職に関する規律の詳細

（ア）取締役等の兼職禁止の例外について具体的に規定

（イ）兼職禁止の対象となる従業者の範囲を具体的に規定

(3) グループ内での取引に関する規律の詳細

取引規制の対象となる特別一般ガス導管事業者と「特殊の関係のある者」を具体的に規定

(4) 業務の受委託の禁止の例外

(ア) 特別一般ガス導管事業者がその特定関係事業者及びその子会社等に例外的に託送業務等を委託することができる要件

(イ) 特別一般ガス導管事業者がその特定関係事業者から小売・製造業務を例外的に受託することができる要件

(5) 情報の適正な管理のための体制整備等(特定ガス導管事業者も同様に規定)

(ア) 一般ガス導管事業者の託送供給の業務を行う部門と当該一般ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門とが建物を共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと

(イ) 一般ガス導管事業者は、自らの託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制整備を行うこと

(ウ) 内部規程の整備、従業者等の研修・管理などの法令遵守計画を策定し、その計画を実施すること 等

※一部の項目においては、条件に該当する一般ガス導管事業者に限る。

5. その他

5. 1. 広報/消費者対策

電力の小売全面自由化開始後も、消費者が正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要である。

こうした意識のもと、電力・ガス取引監視等委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施してきた。

また、昨年度に引き続き、消費者保護強化のため、電力・ガス取引監視等委員会と独立行政法人国民生活センターが共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。

また、電力・ガス取引監視等委員会相談窓口において、消費者の小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に応

じており、2020年度の相談件数は電気・ガス合わせて2,572件であった。

5. 2. 国際的な取組

電力・ガス取引監視等委員会では、海外のエネルギー規制機関と連携し、世界のエネルギー市場や制度に関する情報収集に努めている。

2020年8月にはアジア太平洋エネルギー規制者会合(Asia Pacific Energy Regulators Forum)の特別会合がオンラインで開催され、コロナ禍における各国のエネルギー需給状況や規制機関による対策・課題等について意見交換・情報収集を行った。

5. 3. 電力・ガス取引監視等委員会の検証

電力・ガス取引監視等委員会の設立から約5年が経過する中、多数の事業者が電力・ガス市場に新たな参入し、2020年4月には発送電分離が実現するなど、電力・ガス取引監視等委員会を巡る状況は大きく変化している。また、先の第201回通常国会においては、2019年の台風第十五号等による大規模かつ長期間の停電等を踏まえ、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立し、これによって電力・ガス取引監視等委員会の業務に新たな託送料金制度や配電事業制度に係る業務が追加された。さらに、同法案の国会審議においては、関西電力におけるコンプライアンス違反事案等を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会の組織の在り方についても議論があった。

これらの状況を踏まえ、2020年8月から11月にわたって4回の電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合を開催した。また、2020年11月に検証結果の取りまとめを行った。

(検証事項)

- ・電力・ガスシステム改革の現状
- ・これまでの電力・ガス取引監視等委員会の活動、電力・ガス取引監視等委員会が果たしてきた役割
- ・今後電力・ガス取引監視等委員会が注力すべき課題
- ・課題に取り組むための電力・ガス取引監視等委員会の組織の在り方等

（１）組織の在り方等についての評価

電力・ガス取引監視等委員会（以下、電取委）は、必要に応じ、法に基づく報告徴収を行うなどにより、電力及びガスの取引の実情を把握・分析し、問題となる行為等があった場合には、事業者に対し是正措置や再発防止を講じるよう勧告を行うなどの措置を講じている。これまでのところ、電取委は必要な取組を中立的かつ適切に講じており、また、それらによって事業者の問題となる行動は是正されており、効果を上げていると言える。さらに、電取委がこれらの措置を講じるにあたって、意図していた措置が実施できない等の不都合が生じているといった事象は生じていないと考えられる。

また、これまで電取委は、経済産業大臣に 23 件の建議を行うなど、制度改正等についての提言も積極的に行ってきたっており、電取委がこうした取組を進めることが妨げられているといった事象は発生していないと言える。また、建議したものも、そのほぼ全て（23 件中 21 件）が制度改正に結びつき、残りも現在制度化に向けた作業中であり、提言の実効性という観点からも、特に問題は生じていないと言える。

さらに、委員長自身も、これまで電取委が行ってきた建議等の意思決定において電取委の中立性・独立性が侵されたことはないと述べている。

このように、これまで、電取委は期待された役割を適切に果たしてきていると評価され、またその活動が制限されるといったことは生じておらず、さらに、その意思決定において中立性・独立性が侵されたことはないと考えられる。こうしたことから、電取委の現行の法的位置づけや委員の任命の在り方等に問題はないと評価できる。

なお、関西電力の事案に対する電取委の対応に関連して、電取委の独立性が十分に確保されていないのではないかという指摘が国会審議の場で出されていた。こうしたことを踏まえると、電取委においては、今後とも中立性・独立性を確保し、全ての案件に公正・中立に対応することに加えて、その中立性・独立性について外部から疑念を持たれないようにすることにも努めるべきである。

（２）今後留意すべき事項

（ア）電取委事務局の体制強化等について

今後、新たな託送料金制度の詳細設計・運用や、需給調整市場など複雑化する市場への対応など、電取委が取り組むべき課題は、量的にも質的にも拡大すると見込まれる。例えば、新たな託送料金制度においては、5 年ごとに送配電事業者の事業計画と収入上限を審査することが予定されており、審査の頻度がこれまでより増えるとともに、それを適切に実施するには送配電設備や系統運用などに関する知見も必要になると考えられる。

したがって、電取委が今後ともその役割を適切に果たしていくためには、事務局の体制強化が必要であると考えられる。

電取委は現状においても、弁護士、公認会計士など多岐にわたる分野の専門人材を任期付職員として外部から確保しているが、こうした専門人材の確保・活用を今後さらに強化することが重要である。加えて、大学や研究機関などの外部専門家について、より効果的な参画・活用の方法を検討することも重要である。

また、事務局の専門的知見の向上には、外部専門家の活用に加えて、事務局職員全体の知見の向上も重要である。そのためには、各職員が有する知見、特に専門的知見を有する任期付職員の知見が、組織内に蓄積・継承されていくようにすることが重要であり、例えば、ナレッジマネジメントの強化や研修などを通じて各職員の知見を蓄積する、一部の職員については長期継続して電取委事務局において勤務するようにするといった工夫を検討すべきである。

事務局の体制に関して、独立性の観点から懸念されるのは、事務局職員が経済産業省の人事異動に組み入れられている点である。特に、資源エネルギー庁と電取委との双方向の異動が電取委の独立性を損なう要素になりうるという懸念がある。しかし、幅広い職務経験が職員の視野を拡大させ、能力開発に寄与することを考えると、現在の人事運用も否定的な面ばかりとはいえない。現行の運用を前提とするならば、独立性の確保に十分留意しながら、事務の遂行に当たることが期待される。

電力・ガスの分野においても I T の活用が重要となることから、今後は、電取委においても、I T 関連の専門的知見が求められると考えられる。事務局の強化に加え

て、将来的には、委員にITの専門家を任命することも考えられる。

(イ) 電取委のミッション及びその明確化について

これまで電取委は、競争を活性化して市場メカニズムが機能するようにする、市場への信頼を守る、NW部門が適正な運用を確保するといったことを重視して取組を進めてきたということであるが、こうした点は、今後とも電取委が注力すべき点としていずれも重要である。

電力・ガス市場を巡っては、再生可能エネルギーの導入拡大や有効活用、レジリエンスの強化といった課題を、いかにして効率的に実現していくかが、これからさらに重要になると考えられる。こうした課題についても、競争や市場メカニズムを通じた効率性の向上という観点から、電取委がその専門的知見を活用し、積極的に提言等を行っていくことが期待される。

現状、これらは必ずしも電取委のミッションとして法律等において明文化されていないが、継続性の観点から、将来的に何らかの形で明確化することの検討が望ましい。例えば、冒頭で論じたように電取委に期待される役割は法律に明記されていないものの、「適正な電力・ガスの取引の確保」が電取委の実質的なミッションとなっていることに加えて、「公正な競争の促進」や「市場メカニズムを通じた効率性の向上」といったことを、電取委のミッションとして何らかの形で位置づけることが考えられる。

また、現状、どのような場合に電取委が制度設計に携わるのかが不明瞭なところがある。電力・ガス取引の分析等を通じて電取委が把握した既存制度の課題について改善策を検討するのは当然であるが、新たな制度の詳細設計についても、取引の実態について知見を有する電取委が貢献できることも多いと考えられる。したがって、電取委は、既存の制度の改善か新たな制度の設計にかかわらず、その専門的知見を活用して貢献できる場合には積極的に検討し提案等をしていくべきであり、こうした役割を期待されていることについてもより明確にすることが望ましい。

(ウ) 透明性のさらなる向上や広報の強化等について

電取委が引き続きその役割を果たしていくためには、一般消費者や電力・ガス等の取引に関与する事業者から公正・中立な機関として今後とも信頼されることが不可

欠である。したがって、引き続き独立性・中立性を確保し、全ての案件に公正・中立に対応することに加えて、透明性を高めるなどにより、外部からの信頼を高めることも重要である。また、前述のとおり、関西電力の事案に対する電取委の対応に関連して、電取委の独立性が十分に確保されていないのではないかという指摘があったことを踏まえると、外部から疑念を持たれることのないようにすることも重要である。具体的には、引き続き適切な情報公開に努めるとともに、電取委の取組についてよりスピーディかつわかりやすく情報発信することや、外部からどのように見えるかも含めてあらゆる観点からより一層中立性・独立性を高めることにも考慮すべきである。

また、電取委が「適正な取引の確保」を始めとする上述のような役割を果たしていく上では、消費者や各種の市場参加者が、正確な情報を得やすい環境を作っていくことが重要であるとともに、電取委が、これらの者から意見や情報を吸い上げることも重要である。したがって、電取委みずからが、活動状況等についてわかりやすい情報発信に努めるとともに、消費者や各種の市場参加者から意見や情報を寄せやすい工夫を講じていくことが重要である。

また、競争を活性化し、より公正性の高い市場を作っていくための手法としては、制度改正やガイドラインの制定を提言するといった方法の他に、業務改善勧告などの法執行の具体的な事例を積み重ねることによって、透明で中立的なルールを実質的に確立していくというアプローチもあり得る。こうした観点から、引き続き個別事案にしっかりと対応することが重要である。